

1990 (毎月1回発行)

2月号

(村の面積)

332.60km²

発行 福井県大野郡和泉村

広報 いずみ

(平成2年2月1日現在)
村の人口(外国人を
ふくむ)

総人口	907人
男	444人
女	463人
出生	0人
死亡	1人
転入	1人
転出	4人
世帯数	306世帯



伝統の技をうけついで

冷たい水をものともせず
に熱心に紙すきをして
いる皆さんがいらつしや
います。

雪の降る前から原料のコウ
ゾやノリの木を村内の山から
採ってきて、皮をはぎ、蒸し
て干し、更に水につけてさら
し、木づちでたたいて繊維を
細かくする等、何通りもの工
程を経て、やっとすけるよう
にしたものです。

その昔、穴馬紙は水に強く
簡単に破れないので証文や文
書用として珍重されていまし
た。何とかこの紙すきの伝統
をうけつごうと六年前から、
中央公民館行事として、復活
し、穴馬おどり大会の賞状・
青葉の笛横笛づくりの笛の
歌口付近・和泉の味求評会
のメニュー用紙等に使用されま
した。

すいている方々は、異口同
音に、「なかなか難しいけれ
ど、自分ですいたものを見る
だけで楽しい。」と充実した笑
顔を見せてくれます。

仲間になりたい方は、どう
ぞ中央公民館までご一報下さ
い。

みんなで越美北線を利用しよう

むらおこし二期対策は 『サンソンでしゃんそん』をキャッチフレーズに 特産と観光の連携強化

—ふるさとむらおこし事業—

農林漁業の見直しと観光事業の連携によるむらの活性化を図ることを目的として昭和六十一年度から三年継続事業として実施してきた「過疎地域むらおこし事業」が終了しました

が、ようやく芽ばえた村おこしに対する村民の気運の高まりを継続し、更なる発展を期して本年度から新たに「ふるさとむらおこし事業」がスタートしました。

むらおこし一期対策の実績成果と今後の課題及び二期対策の事業計画についてご説明いたします。

▲過疎地域

むらおこし事業の実績と成果

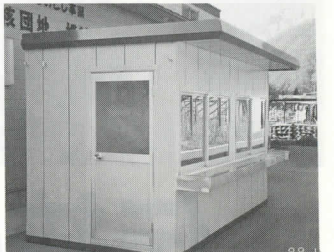
人口の減少、農林業の衰退の中で、村の振興方向を観光と農林業等地域産業の連携による地域おこしと位置づけ、県の補助をうけて過疎地域むらおこし事業に取り組んできました。

永年の農林業離れの潮流の中で、村民意識の変革と特産の掘り起こしを行なうため、シンポジウムや推進会議等の啓蒙事業、農業改良普及所や農協、森林組合との協力体制による技術研究開発及び普及事業、集団化・収出荷体制整備等の生産流通組織の育成、パンフレット・ポスター・看板等のPR事業などソフト面に力をそそぎ、ハード面においては農用地開発、園芸作物施設機械の整備、貯蔵鮮度保持施設機器の整備等基盤づくりを行なうとともに、駅舎改築、駅前広場の修景によるふるさとふれあい広場の整備、シンボル花の丘の造成、フラワールードの設置等ふれあいの場づくりを進めてきました。

この成果としてスイートコーン、穴馬カブラ、ダイコン、菊等が本村の気候風土等特性に適合した作物として選定され、特産物として育ててきました。

した。この他にもマイタケ、ワサビ、ジネンジョなどが民間主導で栽培されてきました。これらの特産物は、いずれも素材としては品質も良く、全国的にも充分通用するものであり、今後の知名度のアップ、加工等の商品化によりかなり期待できるものであります。

九頭竜国民休養地、和泉前坂家族旅行村等の整備により本村を訪れる人の数は、年々増加の傾向にあり、今後大規模スキー場の開設等によってさらに増加するものと思われまます。このため、本村の表玄関であります九頭竜湖駅並びに駅前周辺の整備を行ない、イメージアップ及び宣伝、観光案内、特産物の展示販売機能の強化を図ることとしました。なかでも駅舎は全国的にも希なログハウス造りとして多くの人々から賞賛をいただいております。



平成元年度事業
特産物等の販売強化に
対応した移動販売小屋の整備

▲ふるさとむらおこし事業概要

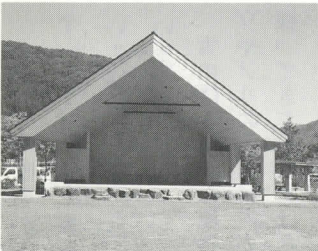
ふるさとむらおこし事業は平成元年度から三年度までの三年間で実施されます。

二期対策では、一期対策の成果を踏まえて、次なる飛躍を期すため、一期対策で掲げた目標「むらおこしの体制づくり・地域の顔づくり」から「定住のための条件整備・交流促進」へ重点目標を移行し、安定した就業機会の確保、都市や外国との交流等により豊かで快適な農山村を形成し、定住化を促進することを目的として掲げております。

本村においては、『サンソンでしゃんそん』をキャッチフレーズに特産と観光の連携強化をねらっております。ソフト事業として名古屋市等都市との交流やフランスと

の国際交流、加工等による特産物の高附加価値化、観光と物産の宣伝、PR、求評会、展示会などを予定し、ハード事業としては、園芸団地整備、加工施設機械整備等の基盤づくり、シンボルロード、交流イベント用ステージ、緑地広場整備等のふれあいの場づくりを計画しており、全体事業費は二億円であります。

本年度は、計画案の策定、推進会議、講演会などのソフト事業のほか、ハード事業として、雨除けハウス一〇棟、販売用冷蔵ショーケース十台、クレーン車一台、軽トラック一台、移動販売小屋一棟を基盤づくりとして、交流イベント用ステージ一棟、街路樹八〇〇メートルの整備をふれあいの場づくりとして総事業費五千六百万円で計画実施いたします。



平成元年度事業
九頭竜国民休養地内に完成
した交流イベント用ステージ

ふるさとむらおこし事業

(平成元年～3年)

区分	事業種目	事業内容	事業量	事業費	実施年度
イメージアップづくり	啓蒙事業	むらおこし推進会議 むらおこし講演会	8回 3回	千円 1,200	1～3
	技術開発定着事業	木材加工 農産物加工 花栽培 技術実証圃設置	若干名 " " 2ヶ所	4,000	1～3
	生産流通組織育成事業	視察研修、検討会	21回	2,100	1～3
	地域特産物PR事業	PR求評会、出向宣伝 移動販売小屋 販売用冷蔵ショーケース	6回 1棟 10台	6,000	1～3
	交流等促進事業	都市との交流 国際交流	6回 1回	11,400	1～3
	小計			24,700	
基盤づくり	園芸作物施設機械整備事業	ユニツク車 軽トラック マルチャー 播種機 機械格納庫 大型鉄骨ハウス 灌水施設 雨除けハウス	1台 2台 2台 1台 1棟 2棟 1式 10棟	51,200	1～3
	貯蔵・鮮度保持施設機械整備事業	野菜蘇生庫	1機	4,100	2
	処理加工施設機械整備事業	スイートコーン脱粒機	1台	4,200	3
	小計			59,500	
ふれあいの場づくり	ふれあい体験学習施設整備事業	交流イベント用ステージ	1式	15,000	1
	広場等修景整備事業	緑地整備 1.5ha 排水工	1.5ha	52,974	3
	シンボルロード整備事業	街路樹 街路灯	147本 45灯	47,826	1～2
	小計			115,800	
合計			200,000		

投票日は2月18日(日曜日)

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

～一票の重みを示そう 総選挙～

衆議院が去る二月二十四日解散され、次の日程により第三十九回衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査が行われます。

◇公 示 二月 三日(土)

◇選挙期日 二月十八日(日)

◇投票のできる人
投票は選挙人名簿に登録されている人ができます。今回の選挙では次の両方に該当する人が投票できます。

- ① 満二十歳以上(投票日の当日満二十歳になる人)
- ② 平成元年十一月二日以前から引き続き村内に居住し住民基本台帳に登録されている人

◇選挙人名簿登録日

平成二年二月二日(金)ただし年齢については平成二年二月十八日(日)

◇選挙人名簿登録日
平成二年二月二日(金)

◇選挙人名簿縦覧期間
平成二年二月三日(土)から二月四日(日)まで

不在者投票制度の活用を

- ① 仕事などのやむを得ない事由で、当日投票所に行けない人のために不在者投票制度が設けられています。
- ② 不在者投票は、本人が印鑑を持参のうえ役場内不在者投票所が設けてありますので、お申し出ください。

◇不在者投票のできる期間
衆議院議員総選挙
二月三日～二月十七日
最高裁判所裁判官国民審査
二月十日～二月十七日

◇不在者投票のできる時間
土曜日、日曜日および祝祭日を問わず、午前八時三十分から午後五時まで

③ 病院等に入院中の方は、病院でできますので病院長あてお申し出ください。(ただし、指定病院以外の病院では投票できません)

※その他詳しいことは選挙管理委員会へお問い合わせください。

役場内(選挙管理委員会)
TEL 七八―二二―
(内線三二番)

投票所と投票時間

投票所	施設の名称	施設の所在地	投票時間
第1投票所	和泉村山村開発センター	和泉村朝日	午前7時から午後6時まで
第2投票所	大納地区多目的集会施設	和泉村上太納	午前7時から午後4時まで
第3投票所	下山多目的集会施設	和泉村下山	午前7時から午後4時まで
第4投票所	後野道場	和泉村後野	午前7時から午後4時まで
第5投票所	朝日前坂道場	和泉村朝日前坂	午前7時から午後4時まで

※今回の選挙より第2投票区の投票所が体育館より多目的集会施設に変更になりましたので、ご注意ください。

※開票所及び開票開始時間

投票日当日午後8時より

和泉村中央公民館(体育館)

公職選挙法が改正され政治家の寄附は罰則をもって禁止されました

第百十六回国会で、「公職選挙法」の一部が改正され、その大きなポイントは、金のかからない政治の実現と選挙の公正の確保に資するため、寄附の禁止規定などが強化されたことです。

この改正は、平成二年二月一日から実施されます。

一、政治家(候補者、候補者となろうとする者および現に公職にある者)は寄附をすると処罰されます。

二、有権者が、威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。

三、政治家は、年賀状などのあいさつ状を出すことが禁じられます。

四、政治家や後援会が、有料のあいさつ広告を出す処罰されます。

五、後援会が、花輪・香典・祝儀などを出す処罰されます。

リレー連載(第三回)

パソコンを利用した教育

前回は、コンピュータリテラシー(コンピュータについての学習)について説明をしました。今回は、コンピュータを普段の授業の中に活かした実践の紹介をしたいと思います。

CAIと呼ばれる授業がそれです。(CIAではありません)従来の、先生が黒板の前に立ち説明をし、生徒がその説明を聞き、わからなければ質問をするといった授業で



は、個々の進度に依りきれず理解不十分のまま取り残されといった生徒がいました。そのような生徒を救うために、予め教師が生徒の間違いをいくつか予想して、生徒がもし予想した間違いをした場合、その問題について理解を深めるための、治療のプログラムにはいって行くのです。ちょうど医者が患者の病気にあわせた治療をするのと同じです。

和泉中学校では、このようなCAIのソフトを開発すべく日々研修を積んでいます。昨年十二月八日に、三年生の国語で教師の自作ソフト(枕草子)で授業が行われました。このソフトは、大きく分けて二つのプログラムからなります。一つは枕草子についての理解を深める。もう一つは、音読の練習です。それぞれのプログラム

の中に、調べる活動・読む活動が配置されています。それぞれの活動が定着しているか調べるために問題も配されています。理解が不十分な場合には、コンピュータの画面にビデオが流れるように工夫もされています。

このソフトは大作といえるようなソフトではありませんが、それでも制作に二ヶ月かかりました。生徒の実態に

スキー客大歓迎

「ソフト」若者や家族連れでフル回転

年末からの雪で、幸先のよいスタートを切った九頭竜スキー場は、各土、日県内外からのスキーヤーがどつと訪れて思い思いのシユプールを描いています。

和泉中学校では、このようなCAIのソフトを開発すべく日々研修を積んでいます。昨年十二月八日に、三年生の国語で教師の自作ソフト(枕草子)で授業が行われました。このソフトは、大きく分けて二つのプログラムからなります。一つは枕草子についての理解を深める。もう一つは、音読の練習です。それぞれのプログラム



スキー場には人人人……色とりどりのスキーウェアが鮮かにはずんでいます

九頭竜スキー場

一月十四、十五日の連休には七千人、二十一日には三千五百人の入り込み客があり、今シーズン既に二万五千人が訪れにぎわっています。

平成元年度 和泉村職員採用 試験案内

受付期間

平成二年二月十三日(火)から二月二十四日(土)

試験日

平成元年二月二十八日(水)

試験場所

和泉村役場(三階議場)

一、採用予定人員

三名

二、職種

一般行政事務 一名
保 母 二名

三、受験資格

◎ 一般行政事務 昭和三十一年四月二日から昭和四十七年四月一日までに生まれた者。

◎ 保 母 昭和三十一年四月二日から昭和四十五年四月一日までに生まれた者

四、受験手続

受験申込書(本人の写真を貼付)に必要事項を記入し、健康診断書(保健所長証明)を添えて、役場総務課に提出してください。申込書は総務課にあります。

表1 救急活動状況

種別	年別	62年	63年	元年	前年比増減
交 通	出場件数	22	19	24	5
	搬送人員	24	26	23	△3
労働災害	出場件数	3	3	—	△3
	搬送人員	3	3	—	△3
運動競技	出場件数	1	3	—	△3
	搬送人員	1	3	—	△3
一般負傷	出場件数	13	12	16	4
	搬送人員	13	12	15	3
自損行為	出場件数	—	2	—	△2
	搬送人員	—	2	—	△2
急 病	出場件数	9	18	11	△7
	搬送人員	8	13	11	△2
そ の 他	出場件数	1	4	1	△3
	搬送人員	1	8	1	△7
合 計	出場件数	49	61	52	△9
	搬送人員	50	67	50	△17

**平成元年の救急活動状況について
救急出動搬送人員とともに
前年より大減少！**

平成元年の村内における救急活動状況は、出動件数で前年の六十一件より九件減の五十二件であり、搬送人員では、前年の六十七人より十七人減の五十人であった。しかしながら交通事故による出動は五件の増であり死亡者も一名あり、曜日別の出動件数では、土曜日、日曜日の出動件数が二十六件あり全体の五十%をしめています。

表3 月別出場件数

種別	交 通	一般負傷	急 病	その他	合 計
1		1	1		2
2	1	1			2
3	1		1	1	3
4		1	1		2
5	3		1		4
6	4	1	1		6
7	1	3	2		6
8	4	3	1		8
9	2	1			3
10	5	2	1		8
11	2	2			4
12	1	1	2		4
合計	24	16	11	1	52

表2 曜日別出場件数

種別	交 通	一般負傷	急 病	その他	合 計
月	3	2	1		6
火		3		1	4
水	1	1	3		5
木	3	2	1		6
金	4		1		5
土	6	4	2		12
日	7	4	3		14
合計	24	16	11	1	52

軽自動車・バイクにかかる税金（軽自動車税）は、毎年四月一日現在の所有者に課税されます。廃車または所有者変更をされたい方は、

軽自動車の廃車及び所有者変更の手続きはお早めに

毎年三月一日から三月二十日までの間、役場総務課において固定資産課税台帳が関係者の縦覧に供されます。

固定資産課税台帳の縦覧について

縦覧は、当該台帳そのものを閲覧するものですが、この制度の趣旨から納税義務者、納税管理人及び代理権（委任状持参者）を有する代理人等で固定資産税の課税について直接関係のある方に限られています。

は、三月三十一日までに行って下さい。軽自動車税は、月割課税ではなく年課税ですので、四月二日以降に廃車や所有者変更をされても税金は還付されません。また、所有者がすでに死亡された方や他の市町村へ転出された方の名義のままになっている場合、保険や事故等で混乱がおこる場合がありますので速やかに手続きを行って下さい。詳しいことは、役場総務課（税務係）までお問い合わせ下さい。

所得税・住民税の申告会場日程表

会 場	月 日	時 間
下山公民館	2月20日(火)	午前9時～午前11時30分
後野公民館	2月20日(火)	午後1時～午後4時
大納公民館	2月21日(水)	午前9時～午前11時30分
中竜支所	2月21日(水)	午後1時～午後4時
役 場 和 室	2月22日(木)	午前9時～午前11時30分
	3月15日(木)	午後1時～午後4時
上記以外の日は、役場にて申告を受けます。 (土曜日・日曜日は休み)		

平成元年中の所得税の申告は例年どおり二月十六日から三月十五日までの一ヶ月間行なわれます。確定申告は、一年間に生じた所得金額を確定させ、その所得について計算した税額と実際納めた税額と比べて納付または還付をします。期間中、各会場にて申告を受けますので今から準備をして早目に申告を済ませましょう。

**確定申告は
二月十六日から**

詳しいことは、村役場税務担当者にお尋ね下さい。

どなたもお気軽にぜひ
シルバーセンター0番

高齢者総合相談日程表

相談種別	相談内容	相談日時
一般相談	仕事、福祉サービス 心配事、悩み事など	月～金 (9:00～17:00) 土(9:00～12:00)
専門相談	年金	国民年金、厚生年金、 遺族年金など各種年金
	税金	所得、相続、 贈与など
	人生	生きがい、もめごと
	法律	遺産、扶養、土地、 家屋、金銭貸借 など
	医療	病気の予防、治療 など
	健康 介護	日常の健康管理 在宅介護など

◎一般相談
就労・福祉・保健問題に
経験豊富な相談員が毎日
相談に応じます。

◎福祉機器の展示
高年齢者や体の不自由な方
のため、在宅福祉機器を
常設展示しています。

◎情報提供
高年齢者福祉等に関する各
種情報を提供します。

◎専門相談
医療・法律・年金など専
門的分野の相談を定例日
(日程表)にお受けしま

◎ご相談は

福井県高齢者総合相談センター

☎(0776) 21-1111 担当/道路建設課

平成二年勤労者少年の標語

「今 青春ノ 君の個性が光るとき

職場に社会 そして世界に」

「夢ロード21」

時代の変化に応じて、道をどう変化させていけばいいのかわからないか。あなたの「夢&アイデア」を募集します。

【応募要項】

- 応募テーマ…あなたが考える「未来の道」を募集します。未来の道に託す夢やアイデアなど、自由にご応募下さい。
 - 応募資格…年齢、性別、国籍を問いません。どなたでもご応募できます。グループによる応募も可能です。
 - 応募方法…あなたの夢やアイデアを「論文」または「絵、イラスト」でご応募下さい。
 - ・「論文」で応募する場合には、イメージを伝える簡単なイラスト、図表を添付してもかまいません。
 - ・「絵、イラスト」で応募する場合には、原稿用紙(B4サイズ)1枚程度で簡単な説明を添付して下さい。
 - ・「論文」は原稿用紙(B4サイズ)をお願いします。(ワープロ可、枚数は自由です)
 - ・「絵、イラスト」は、B2、またはB3サイズの用紙をご使用ください。縦、横どちらでもかまいません。描き方は(水彩、フレヨン等)です。
 - ・住所、氏名、年齢、電話番号を明記し、作品に添付してご送付ください。
 - ・ひとり何点でもご応募できます。
 - ・応募作品は未発表のものに限ります。
 - 締切…1990年5月10日(当日消印有効)
 - 発表…「夢ロード21」委員会の審査を経て、入賞作品が決定されます。受賞者には本人に直接連絡するほか、表彰および発表を行います。
 - 賞…建設大臣賞(1点) 賞状・副賞 100万円
優秀賞(4点) 賞状・副賞 50万円
佳作(10点) 賞状・副賞 10万円
このほか、応募者の中から抽選で200名の方にハイウェイカード(3,000円相当)をプレゼントいたします。
 - 応募先…〒910 福井市大手3-17-1
お問合せ先 福井県庁「夢ロード21」事務局宛
☎(0776) 21-1111 担当/道路建設課
- ※応募要項のパンフレットは、県庁、または役場建設課に置いてあります。

マイホーム資金 進学資金は財形融資で

雇用促進事業団が行う財形融資は、「勤労者財産形成促進法」に基づく公的融資で、1つはサラリーマンのマイホーム取得を援助する「財形持家転貸融資」、もう1つはサラリーマンの家計に年々その負担増を強いている教育資金を援助するための「財形進学融資」があります。

●財形持家転貸融資

- ①財形貯蓄期間が1年以上で、貯蓄残高が50万円以上であれば、どなたでも融資が受けられます。
- ②融資額は貯蓄残高(所得金額でなく)に応じ最高3,000万円と大型融資が受けられます。
- ③利率年4.55%(変動金利制)と低率であり、また住宅の大きさ等による融資利率の差がない特長があります。

○財形進学融資

- ①財形貯蓄をしていれば、どなたでも融資が受けられます。
- ②融資額は貯蓄残高に応じ最高300万円と大型融資で融資の対象となる学校等の範囲が広がっています。
- ③利率年5.97%(固定金利制)と低率です。

お問い合わせは

雇用促進事業団 福井雇用促進センター
所在地 福井市順化1丁目21番1号
電話 (0776) 25-1988

役場の事務は4月14日から第2・第4土曜日が休みとなります。

老人保健法 医療受給者証の資格の取得と手続きの方法

こんなとき	いつまでに	手 続 き
70歳になったとき	14日以内に	保険証を添えて村長に届け出る
医療保険が変わったとき	14日以内に	保険証を添えて村長に届け出る
転入してきたとき	14日以内に	保険証を添えて村長に届け出る
転出するとき	すみやかに	健康手帳を添えて村長に届け出る
市区町村内で居住地を変更したとき	14日以内に	健康手帳を添えて村長に届け出る
死亡のとき	14日以内に	死亡届出義務者が死亡者の健康手帳を添えて村長に届け出る
生活保護をうけるようになったとき	すみやかに	生活保護をうけるようになり医療保険の加入資格を失ったときは健康手帳を添えて村長に届け出る
65歳を過ぎて寝たきりになったとき		国民年金証書、身体障害者手帳、診断書のいずれかに保険証を添えて村長に認定の申請をする

70歳資格の開始日

老人保健法による医療は、70歳の誕生日の属する月の翌月から開始されます。ただし、誕生日が月の初日（たとえば、誕生日が2月1日の場合は2月から開始）であるときは、その月から開始されます。

寝たきりの人とは

寝たきりの状態の人とは、村長の認定をうけた人です。65歳以前から寝たきりの人は、65歳になって認定をうけた日の翌月、また65歳以上で寝たきりになった人は認定をうけた日の翌月から（いずれも、月の初日ならその月から）医療が開始されます。

初春にパチリ！（中央公民館）

―新春囲碁大会―

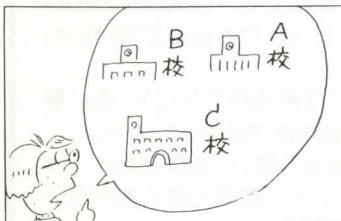
中央公民館主催の新春囲碁大会が平成二年の公民館行事のトップを切って一月七日(日)午前九時より老人福祉センター和室で開かれました。日頃鍛えた腕前(?)をよりはりきって参加した者から碁を打つなんて何年ぶりかなとおそるおそる参加する者など和気あいあいのうちに一日楽しんで散会しました。なお成績は次の通りでした。

(上位のみ 敬称略)

- 優勝 池尾長久 七勝
- 準優勝 宮原公夫 六勝
- 第三位 新井俊成 四勝

赤い羽根共同募金のご協力ありがとうございました

昨年十月一日から十二月三十一日まで、全国一斉に行われていました赤い羽根共同募金が、村民皆様の善意とご協力によりまして多額の募金がよせられました。



このお金は、明るく住みよい町づくりと不幸な人たちの福祉に役立てられています。本村の募金総額は次のとおりです。四四二、六四〇円

国民年金の窓

年金の支払いは年六回になります

年金の支払い月が二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の年六回に変更となります。(各期に支払われる年金額は、今まで三か月分だったものが、平成二年四月からは二か月分ずつになります。) また、四下期支払い分から支払日は、各支払月の十五日(日曜日の場合は十六日、土曜日の場合は十七日)となります。

二月にお支払いする年金には、平成元年四月からの改定後の年金との差額も含まれています。

引上げられた新しい年金のほか、平成元年四月から十月分

(国民年金「高齢年金」を受けている方は、元年四月から十一月分)までの改定後の年金との差額も併せてお支払いします。

国民年金の保険料は

所得控除の対象に

昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日まで納めた保険料は、確定申告の際「社会保険控除」として申告すれば、所得から控除されます。

本人の分はもちろん、家族の分として納めた保険料も控除されます。

人のうごき(敬称略) 一月分届出分

▲おくやみ

- 名前 住所 年齢
- 稲郷 留子 朝日 72歳